

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 令和6年6月20日(木) 午前10時00分～午前10時34分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 6番 今原ゆかり、  
9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 12番 柴口 征寛、  
14番 黒川 美克、  
オブザーバー  
議長(4番) 杉浦 康憲

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

一般2名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、財務GL、  
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、税務GL、  
都市政策部長

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (3) 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (4) 議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (5) 陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
- (6) 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- (7) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員でございます。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る6月18日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり議案4件、陳情3件でございます。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の黒川美克委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございません。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

(1) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 3点伺います。一つ目に、家族4人、両親と子供2人という家族を前提とした場合、今回の課税限度額の引き上げによって所得がいくらで限度額に達するのかお願いします。二つ目に、軽減判定所得の引き上げによって5割、2割、それぞれ何世帯が対象となるのか。また、今回も7割が入っていない理由についてお聞かせください。三つ目に、40代の夫婦と中学生、小学生の子供2人、計4人の世帯で、総所得金額が400万円とした場合の年間保険料について、もし400万円のデータをお持ちでなければ別条件でも構いませんが、この年間保険料についてお願いしたいのと。あと、65歳以上の夫婦の2人暮らしで年金収入が250万円とした場合の年間保険料についてもお願いします。

答(市民窓口) まず家族4人、両親と子供2人が課税限度額に達する金額という質疑をいただきました。申し訳ございません、家族4人では計算しておりませんが、一人世帯の場合ですと、改正後約1,195万円で課税限度額に到達するというふうに見込んでおります。

次に、軽減基準額の引き上げについてでございます。5割、2割のそれぞれの対象者ということですがけれども、令和6年度当初予算ベースでお答えさせていただきます。現行は585世帯ですが改正後6世帯増加して591世帯。2割軽減の方は、現行466世帯から9世帯増加して475世帯となっております。7割が入っていない理由でございますけれども、比較的物価上昇の影響が少ないため、前回と同様、軽減判定所得の基準額5割軽減と2割軽減の方が今回の見直しの対象となっております。

次に、40代夫婦で中学生、小学生、総所得が400万円の場合の年間の保険料ということでございます。こちらの対象の基礎控除後の総所得金額が400万円の世帯の国保税は55万9,600円となります。あと、65歳以上の夫婦250万円の年間所得の場合でございます。こちらの世帯の国保税は12万9,200円となります。以上でございます。

問(10) 国保においては上限額の引き上げっていうのが3年連続になると思うんですよ、24年がここで決まると。基本的に国保の上限額をなぜ引き上げなきゃいけないの

かというところを本当に基本的なところからまず教えていただきたいというふうに思います。

答（市民窓口） なぜ引き上げるのかというところでございますが、こちらのほうは高所得層により負担を求めることで中間所得層の負担の伸びを緩和することが狙いでございます。

問（10） 今回特に後期高齢者の支援分ということで、後期高齢での医療費の増加ということが大きく原因になってるんだらうなというふうに思えるんですけども、いつも我々のほうから出す質疑っていうのは、影響額っていうのは、その恩恵を得る側の影響額、影響世帯数みたいなのを伺うことが多いんですけど、実際高額所得者の方々がどれほどの影響を受けるのかっていうことがよく見えないことと、それからそこにしわを寄せることによって、低所得者、中所得者の方々が恩恵を得ているんだというところ、この辺のところを数字的に当局はつかんで見えるんでしょうか。

答（市民窓口） 今回の限度額の引き上げにより課税額が上がる世帯は63世帯、影響額は113万8,400円と試算をしております。こちらの限度額が上昇したことで、どれぐらいの効果があるかということでございますが、厚生労働省の推計によると支援金分を2万円引き上げることで限度額を据え置いた場合と比較し、およそ0.5%抑制されるとされています。

問（10） ありがとうございます。まさに大事なところであって、保険というのは支え合いだもんですからそのところをしっかりと御説明も当然今いただいたわけですけども、今後さらに医療費ってのは減ることはないと思うんですよね、国保に限らずですけども。特に国保の場合は非常に今加入者がタイトになってきてるんで、支える側が減るとると。まさに介護の世界と同じだと思うんですよ。

今後のことを考えていくと当然行政としても今までやってなかった一般財源の繰り入れみたいなものもどっかに視野に入れていかなきゃいけないんじゃないのかなということだと思いますけれども、その辺の資産、例えば公共施設においては長期財政計画というものを持ってるんですけども、お金ってのは何も名前が書いてあるわけじゃないですからそういった部分を考えると、その一般財源の中でどれぐらい繰り入れをいつぐらいから考えていかなきゃいけないかという将来ビジョンみたいなもの、そういったものが少しでも議論されているのであれば答弁いただきたいんですけども。

答（市民部） 国保税に関しては法定繰入の分は繰り入れていいんですけども、基本

的にその他補填するような、保険料を補填するようなものは基本繰り入れないでくださいというのが国の方針です。というのは、将来愛知県として統一していくときに、それを入れてるまちがあると急激に上がるというようなことがありますので、そういう方針の下やっております。令和6年度でいきますと、ほとんどの自治体が保険料を上げております。高浜市は上げずに終わったのは、基金にあるからしばらくちょっと上げずに済んでいるという状況にありまして、こういう高所得者の方々は、やはり一部ご負担いただいて、将来、今それがすぐ中所得者に影響を与えるかといったらそうじゃないんです、要は税率が変わってないもんですから。将来上げるときのこと踏まえて中所得者へ配慮するために現在この課税標準額を高所得者に関しては上げていったという経緯でございますので、賃金が上がっているというような状況を踏まえて課税限度額を突破している人が一定割合を、大体被保険者の場合でいくと1.5%ぐらいが課税限度額を超しているという状況を法定化されておきまして、国保の場合につきましても、その程度の人数は超過者として1.5%ぐらいが望ましいということになって、給料が上がってまますもんですから今回上げて前年と同数ぐらいの人数が課税限度額を越すというような仕組みで国のほうは考えてきたということでございますのでよろしくお願いします。

問（10） 今部長言われたように限度額を超す世帯の割合が1.5%を超すというような話がありましたけども、今回の場合は2.25%ということでこれだけ超えてるから見直すんですよという理由だったと思います、厚労省のほうで見ると。ですからこれは多分もっと上がっていくと思うんですよ。だからこれ上がったから、これ市の話じゃないですけどね。結局法律的な問題ですからあれですけども、やっぱり市長会やあるいは今県でくくられてる部分もありますんで、国保は。愛知県のほうに対しても現場の声をしっかりとお伝えいただきたいというふうに思います。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第36号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

委員長 質疑を行います。

問（12） 3点伺います。まず一つ目が資格確認書に記載される項目についてお願いしたいのと、現行の保険証の記載項目と同じかどうかについてお願いします。あと資格情報のお知らせ、これの記載項目との違いについてお願いします。二つ目に、現行の保険証であれば被保険者全て有効期限は一律かと思いますが、マイナ保険証の電子証明の有効期限、これ5年で人によってマイナンバーカードの申請時期によって異なってきます。更新をし忘れてたりできない人も出てくるかと思いますが、有効期限切れのマイナ保険証では保険資格の確認ができなくなりますが、その場合に資格情報のお知らせ、これがマイナ保険証の代わりとして使うことができるのかどうかお願いします。

あと、マイナ保険証を紛失した場合ですが再発行までこれ時間がかかるとは思いますけれども、それまでの間この資格情報のお知らせを使うことができるのかについてもお願いします。最後、三つ目として、マイナ保険証の更新を機に、あるいは様々な都合によってマイナ保険証の利用をやめる場合ですが、このとき被保険者が取るべき対応があるのかどうか。広域連合から自動的に資格確認書が送付されてくるのかどうかについてお願いします。

答（市民窓口） まず資格確認書の項目でございます。後期高齢者医療広域連合から頂いた資料によると後期高齢者医療資格確認書に記載される項目としては、被保険者番号、氏名、生年月日、資格所得年月日、交付年月日、負担割合、発行期日、限度区分、発行期日、長期入院該当日、特定疾病区分、発行期日、有効期限と性別、あと保険者番号、保険者名となっております。

次に、資格情報との違いでございます。資格情報についてはマイナ保険証の利用登録者に送られるもので、資格確認書はマイナ保険証利用を登録されていない被保険者に交付されるものでございます。あと、資格情報のお知らせが資格確認書の代わりとなるかということですが、資格情報のお知らせだけでは医療機関の受診等はできないと伺っております。あと再発行については申し訳ございません、ちょっと資料が手元にないんですけど、やめる場合は窓口での手続きが必要となります。

広域連合から資格確認書が送られるのかということですが、発行するのは広域連合が発行しますが、送付については市町村で発送することになります。

問（12） 資格確認書と資格情報のお知らせの違いについてのお話だったんですが、記載されている項目の違いですね。資格確認書にあるけど資格情報にはお知らせにはない

ものをお願いしたいのと、最後のマイナ保険証をやめる場合なんですけどもこれ手続きってというのは必要はない。自動的に来るってことでいいですか。

答（市民窓口） 資格情報のお知らせの記載項目でございます。広域連合からいただいた資料によりますと被保険者番号、氏名、負担割合、有効期限、発行期日、交付年月日でございます。あと、マイナ保険証をやめる場合につきましては、市町村の窓口において手続きが必要になりますのでよろしくお願いいたします。

問（12） 二つ目のところなんですけど、資格情報のお知らせが、マイナンバーか保険証がないときに代わりにならないということなんですけど、前の保険証が来るまで、それまではどういうふうな、もし病気になったときどうしたらいいのかっていうのをお願いします。

答（市民窓口） 資格情報のお知らせはマイナ保険証をお持ちの方に送られるものですので、マイナ保険証のほうで対応していただければと思います。

問（12） マイナ保険証、更新をし忘れてたり紛失した場合、マイナ保険証としては使えないと思うんですがそれ使えるってことですか。

答（市民部） マイナ保険証を紛失したりした場合は、基本的には資格確認書を発行させていただいて、それに対応させていただくということになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第37号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

委員長 質疑を行います。

問（12） 1点お願いします。補正予算書の41ページの4款2項1目、5廃棄物処理事業につきまして稗田町地内の不燃物搬入場及び分別収集特別拠点の借地料が約320万円から約480万円と変更されるとのことですが、来年度以降も同程度の借地料になるということよろしいでしょうか。

答（経済環境） この借地料につきましては、今回相続人の意向というところで今後相

続人の方とも協議をさせていただいて今後の方向性を協議してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

(5) 陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(6) 最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることとありますけれども、多くの中小企業は実現するのが厳しいと考えるので、この陳情には反対させていただきます。

意(1) この陳情では、全国一律の最低賃金制度の導入を求めるとありますけれども、最低賃金の地域格差というのはその地域による実情に合わせた状態になっていると考えております。また、賃金の差は、地方から都市部へ労働力が流出し、地方の疲弊が進むとありますけれども、都市部に人が流れるというのは賃金だけの問題ではなく、ほかの要因というの大きいのではないかと考えるので、この陳情には反対いたします。

意(12) 日本の最低賃金は都道府県ごとに3つのランクに分けられて、最高の東京都では時給1,113円、最低の岩手県では時給893円とのことです。1日8時間フルタイムで働いても月12万円から16万円の手取りにしかならず、自立して生活することは非常に困



難で、最低賃金の大幅引き上げは必要と考えます。

岸田首相は昨年8月31日の新しい資本主義実現会議で最低賃金を全国加重平均1,500円とする目標を設定しました。しかし、その達成は2030年代半ばまで先送りとしています。このまま東京と地方の格差が続けば労働力はさらに地方を離れ、ますます東京へと移動し、地方の衰退が引き起こされることとなります。

したがって、全国一律最低賃金制度の導入及び最低賃金を時給1,500円以上の引き上げは必要であり、本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第1号についての意見を終了いたします。

(6) 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定  
を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) この陳情では、国に対して公共サービス基本法第11条を履行するために公契約法の制定を求めるといったことをございますけれども、高浜市においては、令和5年4月1日から高浜市公契約条例が施行されておりました。当市の公契約については、公共サービス基本法の基本理念にしっかりとのっとり、同第5条地方公共団体の責務というのをしっかり果たされているものと考えておりますので、この陳情には反対といたします。

意(12) 国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする公共サービス基本法第11条で求められたことは、各地方公共団体の努力任せとなっております。

一方で、新自由主義の政治が公共の役割を縮小、放棄し、公務員の削減と非正規化、民間委託を進め、低賃金の官製ワーキングプアを生んでおります。公共サービス基本法第11条の確実な履行のために、国の責務を早期かつ十分に果たすことを求め、さらに公契約事業所従事者を官製ワーキングプアに陥れることを防ぐ公契約法の制定を求める本

陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第2号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(6) 記の6番のところですが、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は地方自治体に負担させず、全額を国が負担することとあります。全て負担するのは無理なことだと考えますので、この陳情には反対させていただきます。

意(1) この陳情の中でも触れられておりますけれども、令和6年度地方財政計画では、一般財源の総額が前年に比べ5,545億円増えております。この陳情では、更なる地方財政の拡充を求め意見書を提出せよということですが、こういった提言書というのはやはり地方六団体とかが提出されるべきものであって、いち地方議会から提出することにはなじまないのではないかと考え、この陳情には反対いたします。

意(12) 能登半島地震やコロナ禍によって公務公共サービスの重要性がこれが浮き彫りにされました。しかし、コスト削減を強調して進められた行革や合理化により、地方自治体の財政は逼迫しております。地方自治体が住民の命と暮らしを守るために、国に対し、地方自治と地方財政の拡充を求める本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

- (5) 陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (6) 陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(7) 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして総務建設委員会を閉会します。

委員長挨拶

終了 午前10時34分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長